

# ガソリンを携行缶で

## 購入される皆様へ



ガソリンは気温が $-40^{\circ}\text{C}$ で気化し、小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する危険な物質です。

ガソリンの適正な使用を徹底するためにガソリンを携行缶で購入される方に対して

### 消防法で

- 1 **身分証の確認**
- 2 **使用目的の確認** を行うとともに

**販売記録を作成**することが義務付けられます。

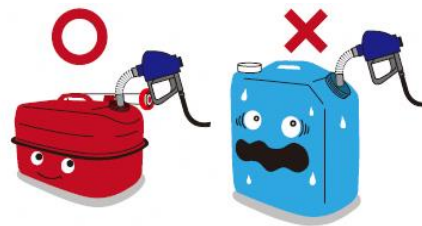
令和2年2月1日から施行されます。

※セルフスタンドでは、顧客が自らガソリンを容器に詰め替えることはできません。

### ガソリンを携行缶で購入する際の注意点について

ガソリンを入れる容器は、消防法令により一定の強度のある材質を使用すること、容量が制限されています。

また、灯油用ポリタンクにガソリンを入れることはできません。



※このラベルは消防法による容器性能試験に合格したガソリン携行缶に貼付されています。

### ガソリンの保管について

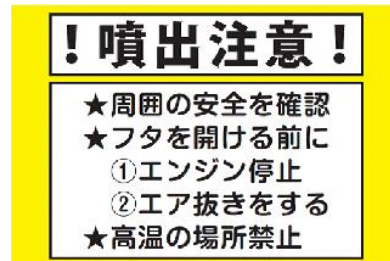
ガソリンは揮発性が極めて高く、火災が発生すると爆発的に広がるので、ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。

保管される場合は、火気のある場所や高温の場所、直射日光のあたる場所をさけてください。

### 噴出事故防止について

ガソリンの噴出は重大な事故につながります。

容器や機器等の注意書きをよく読み、取扱いには十分注意してください。



### ガソリン携行缶の取扱いについて

パッキンの劣化、キャップの締め方の不備等、注入口からの漏れによる危険物の漏えい事故の報告がありますので、使用時には取扱説明書をよく読み適正な取扱いをしてください。

詳しくは、管轄の消防署または消防本部までお気軽にどうぞ!!

中消防署	39-9410	東消防署	39-9415
西消防署	39-9413	消防本部予防課	39-9402

## 宇治市消防本部